

# 財政投融资レポート 2022

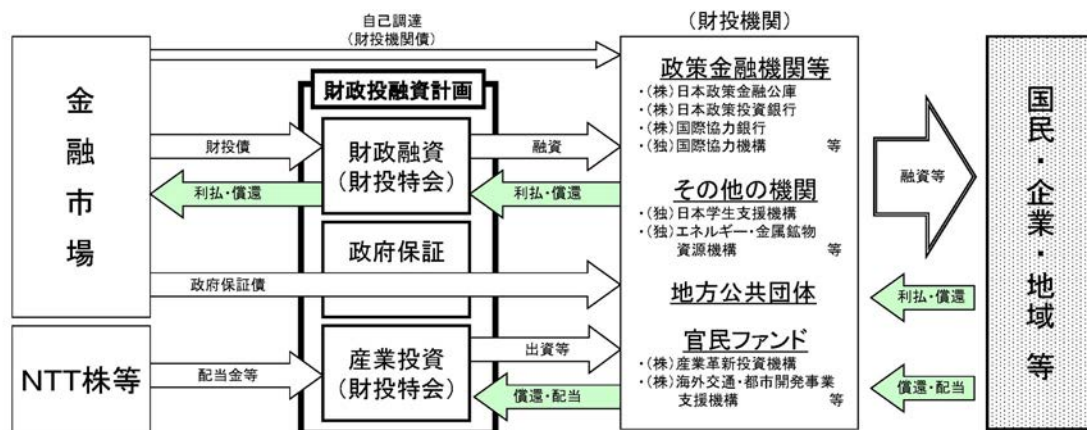
財務省理財局

# 財政投融資とは

「財政投融資」とは、税財源によらず、国債の一種である財投債<sup>†</sup>の発行によって調達した資金などを財源とする国による投融資活動です。リスクが高く民間では十分に対応できないものの政策的必要性から資金供給を行うべき分野に対して、資金を後に回収することを前提に、長期・固定・低利の融資や、リスクマネーの供給を行っています。具体的には、融資（財政融資<sup>†</sup>）・投資（産業投資<sup>†</sup>）・保証（政府保証<sup>†</sup>）の3つの手法を用いて、政策金融機関などを通じ、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援といった分野に資金供給を行っています。

現下の厳しい財政状況を踏まえると、税財源によらない財政対応として財政投融資の重要性が一層高まっていると考えられます。

## ■ 財政投融資の仕組み



## 目次

財政投融資とは.....	1
<b>I 部 財政投融資の概要</b> .....	<b>3</b>
1. 財政投融資の仕組み.....	3
(1) 財政投融資の3類型.....	3
(2) 財政投融資の機能・特徴.....	4
(3) 一般会計との違い.....	6
2. これまでの財政投融資.....	7
(1) 財政融資.....	7
(2) 産業投資.....	14
(3) 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」.....	20
(4) 新型コロナウイルス感染症対策等としての財政投融資の活用.....	21
3. 財政投融資計画の編成と国会への提出.....	25
4. 財政投融資特別会計.....	28
<b>II 部 財政投融資に関する取組</b> .....	<b>31</b>
1. 財投特会の財務の健全性確保.....	31
(1) 資産負債管理 (ALM).....	31
(2) 積立金 (金利変動準備金).....	31
2. 財投機関に対するチェック機能の充実.....	36
(1) 実地監査.....	36
(2) 地方公共団体の財務状況把握.....	37
3. ディスクロージャーの充実.....	40
(1) 政策コスト分析.....	40
(2) 政策コスト分析の活用.....	41
(3) 財投機関におけるディスクロージャーの取組.....	41
(4) 財政投融資の透明性確保への取組.....	41
財政投融資レポート 2022 用語集.....	43

# I 部 財政投融資の概要

## 1. 財政投融資の仕組み

### (1) 財政投融資の3類型

財政投融資の具体的な資金供給手法には、財政融資<sup>†</sup>、産業投資<sup>†</sup>、政府保証<sup>†</sup>の3種類があります。それぞれに原資や会計区分、対象などが異なります。

#### 財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や、預託金（政府の特別会計等から預託された積立金<sup>†</sup>・余裕金）などによって構成されている財政融資資金<sup>†</sup>を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に長期・固定・低利で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融資特別会計<sup>†</sup>の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性<sup>†</sup>のある事業となります。また、財政融資資金法第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。

#### 産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や、財政投融資特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融資特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるもののリスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

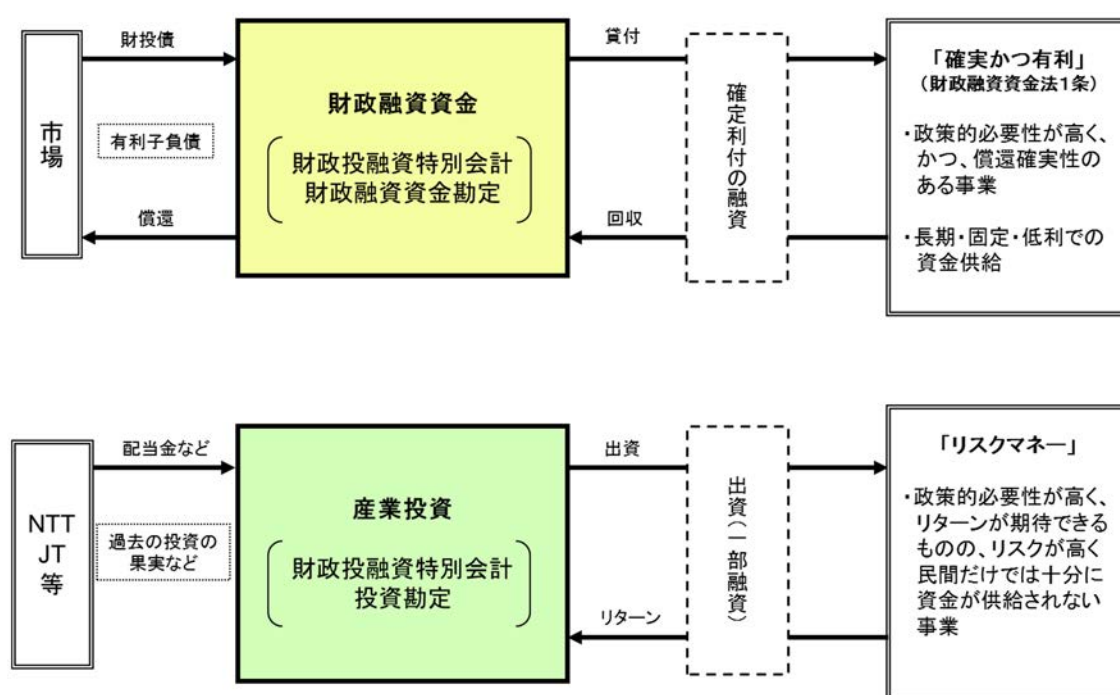
#### 政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証債は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革<sup>†</sup>により財投債（政府保証債より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

最近では、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（I. 2.（4）参照）を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。

## ■ 財政融資と産業投資



## (2) 財政投融资の機能・特徴

### 財政投融资の機能

一般に、資本主義経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されます。しかし、経済を完全に市場メカニズムに委ねた場合は、社会全体として必要な財・サービスが十分に供給されない、経済的に著しい不平等が生じる、などの問題が生じるとされています。政府の経済活動である財政政策は、このような問題を解決するために行われています。

財政政策において供給される資金には、以下の2種類があります。

- ② 補助金の予算措置など、渡し切りの「無償資金」
- ② 融資や投資といった、原資の回収を前提とした「有償資金」

一般会計予算は、租税などを財源として①の「無償資金」による財政政策を主に担っています。それに対し、財政投融资は、税財源によらない②の「有償資金」による財政政策です。金融的手法による政策手段とも言い換えられます。財政投融资は、受益者負担を求めるべき分野など有償資金で対応することが効率的・効果的である分野で、かつ民間金融機関では対応が困難な分野において活用されています。

### **財政投融资の特徴**

有償資金による財政政策である財政投融资を活用した事業に関しては、以下のような特徴が挙げられます。

#### **【租税負担の抑制】**

財政融資は、財投債の発行などによって国の信用を活かして市場から低利で調達した資金を用いています。その償還・利払は財政融資の貸付先からの償還・利払によって賄われているため、租税負担が抑制されます。

なお、財政融資を活用して政府関係機関や独立行政法人などが事業を実施する際に、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担を抑制しつつ、事業規模を確保することができます。

#### **【事業の効率的な実施】**

補助金ではなく融資により特定の事業を政策的に支援する場合、事業者や債務者が最終的にコストを負担するため、事業の効率的な実施につながることを期待できます。

#### **【受益者負担の実現】**

ある特定の公共財の建設や改良によって利益を受ける者（受益者）が、その利益に見合った費用や料金を負担することは、公平性の観点から適切です。

また、この他にも財政投融资計画<sup>†</sup>の特徴として、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額しうる措置（弾力条項<sup>†</sup>）が講じられているなど、社会経済情勢に応じて柔軟な資金供給ができるというものが挙げられます。

### (3) 一般会計との違い

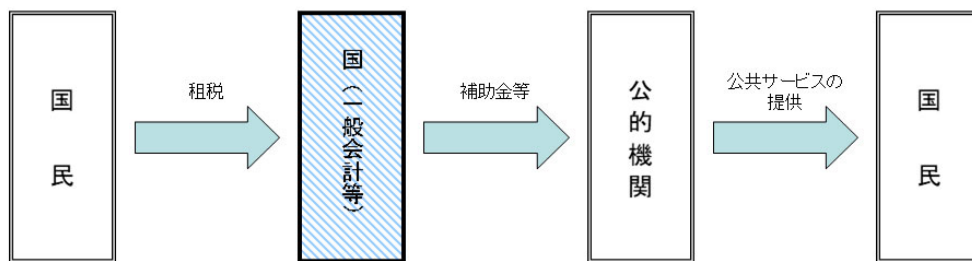
政府は、警察、消防、裁判、外交、教育、社会保障、農林水産業や産業の振興、社会資本整備、環境保全、安全保障などの様々な公的活動、すなわち国民に対する公共サービスの提供を行っています。

一般会計の場合は、国民から税を徴収し、予算を支出することで活動を行います。これに対し、財政投融资は、金融市場において国の信用により長期・固定・低利の資金を調達し、財投機関<sup>†</sup>に融資し、この資金をもとに政府系金融機関などの財投機関が国民に長期・固定・低利の資金供給を行うなどの公的事業を実施しています。また、政府が保有している株の配当などをもとにして出資を行い、産業の振興などを支援しています。

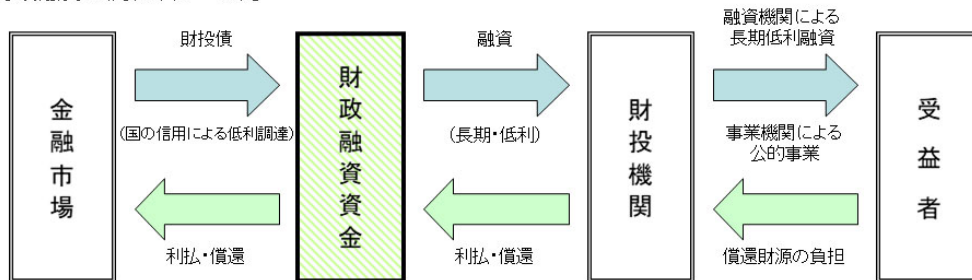
資金の流れを見ると、一般会計補助金などは国民から税を徴収し、政府が予算として支出するという一方向の流れになっています。一方、財政投融资は、政府が市場から調達した資金を元に財投機関に投融资し、財投機関は受益者に投融资するという流れに加え、受益者から財投機関への利払・償還を元に財投機関が国(財政融資資金)に利払・償還を行い、国が市場に利払・償還するという双方向の流れになっています。

#### ■一般会計補助金などと財政投融资の資金の流れの違い

【一般会計補助金等の資金の流れ(イメージ)】



【財政融資の流れ(イメージ)】



## 2. これまでの財政投融资

### (1) 財政融資

#### A. 財政融資制度の沿革

##### ① 明治時代初期～中期

「財政融資資金」の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。当時、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。明治9年（1876年）の「準備金取扱規則」では大蔵省国債寮で預金を預かりこれを運用するという趣旨の規定がおかれており、明治11年（1878年）には<sup>えきてい</sup>郵便貯金（現在の郵便貯金）の預託も受けるようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。さらに明治18年（1885年）5月、「預金規則」が制定され、大蔵省預金の預入が法制化されました。なお、「預金規則」には具体的な運用方法及び内容について何等規定されておらず、当初は運用よりもむしろ保管管理に重点がおかれていたものと考えられます。

##### ② 明治時代後期～戦時中

その後、明治40年代（1907年～1912年）にはそれまで運用の太宗を占めていた国債証券のみならず、地方債証券などの引受け、一般会計、特別会計に対する貸付けなどに運用されるようになり、大正に入ると国内事業資金の供給や对外投资にあてるため、興業債券、勸業債券の引受けや特殊銀行などに対する貸付けなどが増加しました。しかし、これらの中には運用上問題が生じたものがあったため、大正14年（1925年）に「預金部預金法」及び「大蔵省預金部特別会計法」が制定され、運用の基本原則の明確化、経理の明確化・機構面での整備（「預金部」の設置）が図られました。その後戦時体制への突入とともに、次第にその運用は、国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに重点が移されていきました。

##### ③ 戦後

終戦後、預金部の運用資産について、特殊会社、銀行などの債権や貸付金などに損失が生じたため、預金部の資産及び負債の整理が実行されました。また、占領下での運用先は、連合軍総司令部の方針として、原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されることとなりました。その後、国民生活が落ち着きを取り戻すにつれ、郵便貯金を中心として預金部資金が急増し、余裕金が生じたことと産業界から長期設備資金の供給を求める声が強かったことなどから、長期



資金の供給体制を整備するため、昭和26年（1951年）に「資金運用部資金法」が制定されました。同法により設置された「資金運用部資金」が財政融資資金の前身です。

資金運用部資金法においては、郵便貯金や政府の特別会計の積立金・余裕金などの政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確化されました。また、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを規定しており、この点は現在の財政融資資金においても同様の考え方を踏襲しています。

## ■ 財政融資制度の沿革（概略）

財政融資関連年表

明治時代初期	準備金取扱規則	税金以外の雑収入などを「積立金」として蓄積。のち、「準備金」と改称。
明治9年		大蔵省国債寮で預金を預かり運用する規定をおく。
明治11年		郵便局貯金（現在の郵便貯金）が大蔵省国債局に預けられて、運用が本格化する。
明治18年	預金規則	大蔵省預金の預入れを法制化し、預金部設置。ただし、当初は運用よりも保管業務に重点が置かれていた。
明治中期～大正		この間、預金部の運用は国債中心から興業債券や特殊銀行債へ変化した。大正に入ると、西原借款 <sup>(注)</sup> のように、運用上問題となったものも生じた。資金の管理・運用を適正にするため、預金部制度の改善の必要が出てくる。
大正14年	預金部預金法	「有利確実な方法」「国家公共の利益のため」という基本原則を明確化。「預金部資金運用委員会」を設置。
第二次大戦頃		戦時体制への突入とともに、次第に国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大盤投資などに運用の重点が移された。その結果、運用資産に大きな損失が生じる。
昭和21年	大蔵省預金部等損失特別処理法	預金部の資産と負債の整理を実行。
占領下		GHQの方針として預金部資金の運用先は原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されていた。
昭和26年	資金運用部資金法	戦後復興のため、産業界から長期資金の需要が高まる。 ・ 国の資金の管理を一元化 ・ 公共の利益の増進に寄与 ・ 資金の確実かつ有利な方法での運用
昭和48年		「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」施行
昭和62年	資金運用部資金法改正	金利自由化など、経済金融環境の変化が進展。 ・ 預託金 <sup>1</sup> の預託利率について、法定制を改め、政令に委任 ・ 資金運用部資金の運用対象として、外国債を追加
平成13年	財政融資資金法	時代環境を反映し、政策の重点が産業基盤の充実から生活基盤の整備へと移行。 ・ 郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託業務廃止（財政投融資改革） ・ 政策コスト分析 <sup>1</sup> の導入 ・ 情報開示の一層の徹底 ・ 市場原理に則った資金調達

(注) 西原借款 大正6、7年履行された一連の対中国向け借款を指します。その一部は預金部資金をもって行われましたが、回収不能となり、国による元利金の買代わりなどの整理が行われました。

## B. 財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度（2001年度）に抜本的な改革（財政

投融資改革)が行われました。

この改革以前は、資金運用部資金法(「A. 財政融資の沿革」参照)に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

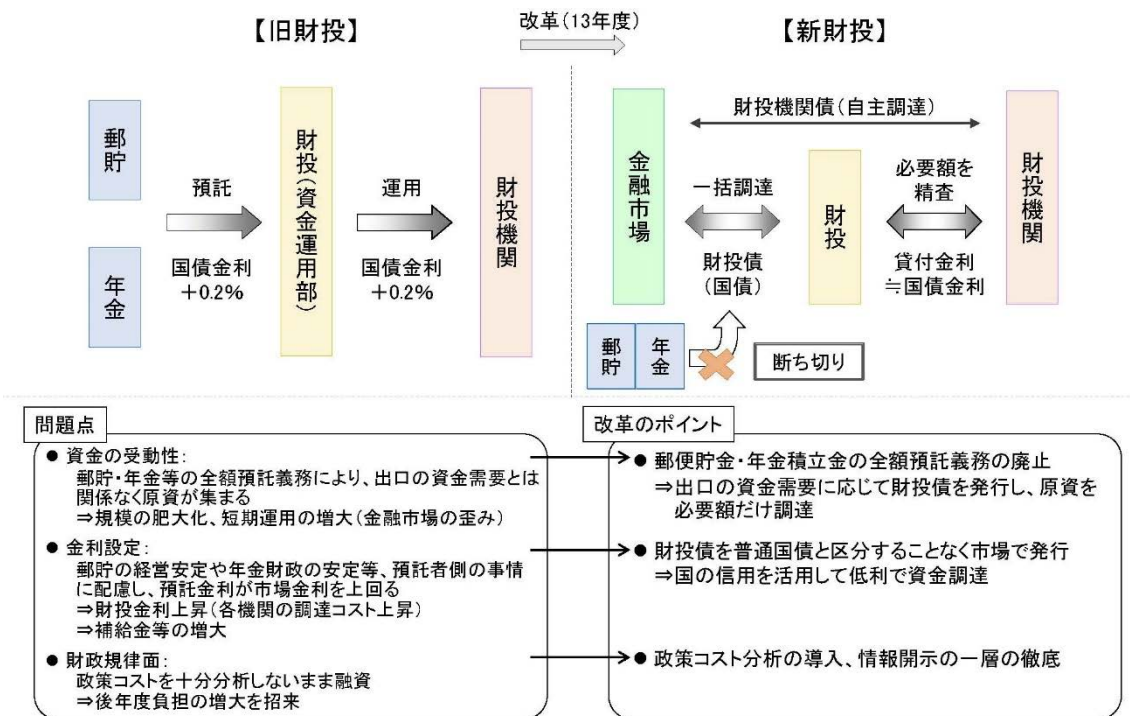
財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用(原則市場運用)される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

さらに、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、また、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債<sup>†</sup>の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析<sup>†</sup>を導入しました。これは、財政投融資のディスクリージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト(将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など)がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

## ■ 財政投融资改革のイメージ



### (参考) 財政融資資金の調達金利と貸付金利

財政融資資金<sup>†</sup>は、財投債と預託金<sup>†</sup>を主な財源としています。財投債は国債の一種であり、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているため、調達金利は国債金利そのものです。一方、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、財務大臣が預託期間に応じて、国債の利回りに即した預託金利を定めることとされています(ただし、0.001%を下限としています)。

また、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法(元金均等<sup>†</sup>、元利均等<sup>†</sup>、満期一括<sup>†</sup>)や据置期間<sup>†</sup>(貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間)といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めていることから(ただし、0.001%を下限としています)、調達金利と貸付金利は、基本的に国債金利と同水準になります。

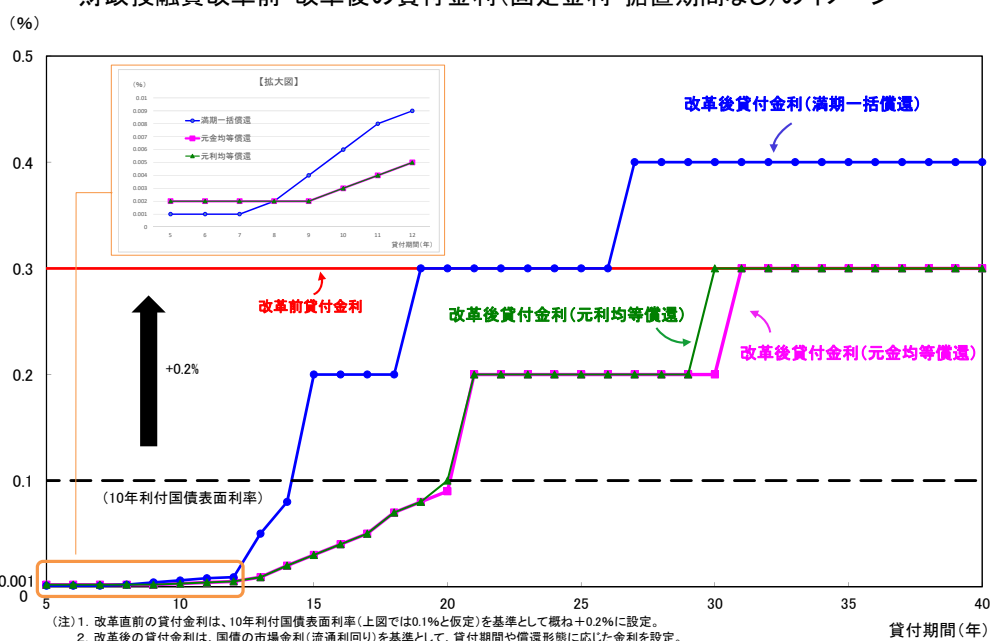
以上のような金利の設定方法は、財政投融资改革において導入されたものです。それまでの預託金利は、昭和62年(1987年)の資金運用部資金法改正により、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、財政投融资改革直前における預託金利の実際的水準を見ると、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付金利に

については、貸付期間にかかわらず7年以上の預託金利と同一の水準で設定されてきました。

財政投融资改革により預託者への配慮規定が廃止され、預託金利や貸付金利は国債の流通利回りに基づき設定されるようになり、市場原理との調和が図られることとなりました。

そして、現下の金利情勢等を踏まえ、平成31年(2019年)4月1日から財政融資資金貸付金利・預託金利の設定方法を、①下限利率を0.01%から0.001%へ変更、②0.01%未満となる年限についても国債のイールドカーブに基づいた金利を設定、③金利改定時期は毎月1日、としています。

財政投融资改革前・改革後の貸付金利(固定金利・据置期間なし)のイメージ



## C. 財政投融资対象分野の変遷

### 1945年～1970年代前半(戦後復興期～高度経済成長期)

戦後経済復興期には、基幹産業(石炭・鉄鋼・海運・電力など)の育成に力点が置かれました。

その後、高度経済成長期に入り、欧米より遅れたインフラ整備やマイホーム取得のために住宅分野にも活用され、さらに、中小企業支援や公共事業にも活用されました。こうした分野を担うべく、財投機関の数も増加し、政策目的に応じた

様々な財投機関が出揃いました。

- ① 特定の産業分野： 日本開発銀行などの政策金融機関
- ② 中小企業対策： 中小企業金融公庫、国民金融公庫
- ③ 高速道路： 日本道路公団
- ④ 空港： 新東京国際空港公団
- ⑤ 住宅建設： 日本住宅公団、住宅金融公庫

■戦後復興期～高度経済成長期（主な活用事例）

主な分野	財投機関	活用事例
住宅	日本住宅公団	多摩ニュータウン、高島平団地の整備など
中小企業	中小企業金融公庫	ソニー（株）、京セラ（株）などの創業期・成長期に融資
社会資本整備	日本道路公団 日本国有鉄道 新東京国際空港公団	東名、名神高速自動車道などの建設 東海道・山陽新幹線の建設 成田国際空港の建設
産業	電源開発 日本開発銀行	電力供給のためのダム建設など（御母衣ダム） 基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）に対する長期資金の供給

1970年代後半～1990年代（安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期）

オイルショックを経て安定成長期へ移行し、企業の投資意欲が減退する中、1970年代後半から1980年代前半にかけて住宅及び中小企業向けが増加し、生活環境整備（都市開発など）を加えると財政投融资全体の6割を占めました。また、大都市圏を中心とした大規模なニュータウンや研究学園都市の開発、地方産業拠点の建設など、採算性が必ずしも高くない事業にも活用されました。

バブル崩壊後の1990年代は、経済対策として公共事業が推進される中、住宅向けが増大し、全体の3分の1となりました。

■安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期（主な活用事例）

主な分野	財投機関	活用事例
住宅	住宅金融公庫 宅地開発公団	住宅建設のための融資 千葉ニュータウンの開発など
生活環境整備 地域開発	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 水資源開発公団	都市の再開発(みなとみらい21)、研究学園都市(筑波)の開発など いわきニュータウン・長岡ニュータウンなどの開発、地方都市の再開発 水資源の開発・利用のため、奈良俣ダム、早明浦ダムなどの建設
中小企業	中小企業金融公庫 国民金融公庫	民間金融機関からの融通が困難な中小企業などに対する融資
社会資本整備	日本鉄道建設公団 空港整備特別会計など	長野新幹線などの建設 東京国際空港(羽田)の沖合展開・再拡張

2000年代以降

平成13年(2001年)から財政投融资改革を実施し、対象分野の重点化・効率化に取り組みました。こうした中、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年(2001年)12月閣議決定)などを背景に、住宅の割合が大きく減少しました。その後、平成20年(2008年)のリーマン・ショック後の経済危機や平成23年(2011年)の東日本大震災への対応として、資金繰りに困難をきたしている企業に対する支援(セーフティネット貸付や危機対応業務)、復旧・復興事業や防災・減災対策に活用されました。また、近年では新型コロナウイルス感染症の流行の際の資金需要に対しても、財政投融资が積極的に活用されました。

■2000年代以降【主な活用事例】

時期	主な分野	財投機関	活用事例
リーマン・ ショック後の 経済・金融 危機	中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	中長期的に業況の回復が見込める中小企業などへのセーフティネット貸付の拡充等
	中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)を通じた危機対応融資
	海外投融资	国際協力銀行	日本企業の海外事業などを支援するための信用供与
東日本 大震災	中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付制度、被災中小企業向けの資本性資金の供給(資本性劣後ローン)などを通じた資金繰り支援
	中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関を通じた危機対応融資(ツーステップ・ローン)
	地方	地方公共団体	東日本大震災を教訓として行う防災・減災対策のための資金供給
	住宅 福祉・医療	住宅金融支援機構 福祉医療機構	被災した住宅に係る災害復興融資の拡充 被災した病院・福祉施設の復旧及び運転資金の貸付

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症	中 小 ・ 小 規 模 事 業 者	日 本 政 策 金 融 公 庫	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 特 別 貸 付 制 度、利 子 補 給 に よ る 実 質 無 利 子 ・ 無 担 保 融 資 な ど を 通 じ た 資 金 繰 り 支 援
	中 堅 ・ 大 企 業 等	日 本 政 策 金 融 公 庫	指 定 金 融 機 関（日 本 政 策 投 資 銀 行、商 工 組 合 中 央 金 庫）を 通 じ た 危 機 対 応 融 資、民 間 金 融 機 関 か ら の 金 融 支 援 を 促 す 資 本 性 劣 後 ロ ー ン
	農 林 水 産 業	日 本 政 策 金 融 公 庫	経 営 に 影 響 が 出 て い る 農 林 漁 業 者 に 対 す る、実 質 無 利 子 ・ 無 担 保 融 資 を 通 じ た 資 金 繰 り 支 援
	福 祉 ・ 医 療	福 祉 医 療 機 構	休 業 や 事 業 を 縮 小 し た 医 療 ・ 福 祉 事 業 者 に 対 す る、無 利 子 ・ 無 担 保 等 の 優 遇 融 資 を 通 じ た 資 金 繰 り 支 援

## （２）産業投資

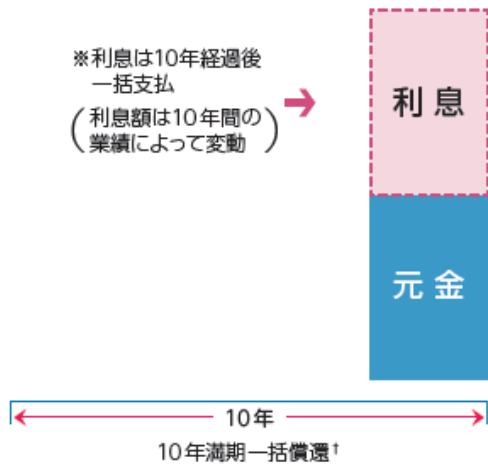
### A. 産業投資の活用

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるもののリスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

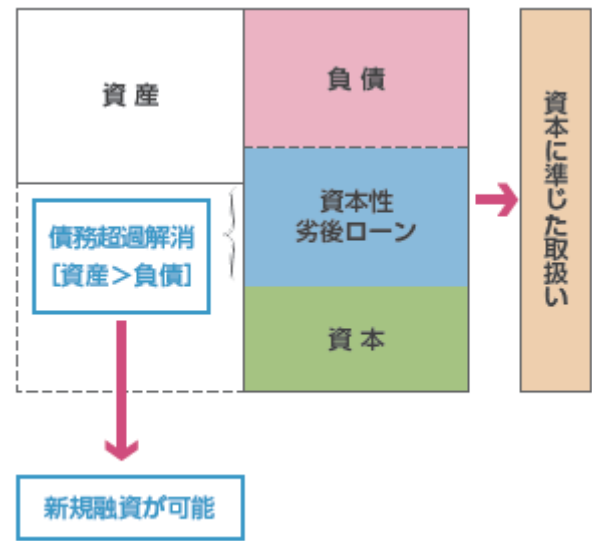
民間金融機関などの行う投資活動は、短期的な期間損益を株主、債権者などから求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、投資回収をして利益が上がるまで長期的に耐えることができる資金、いわゆるペイシメント・キャピタルであることが特徴です。

また、産投出資に加えて、産投貸付も特例的・限定的に活用しています。産投貸付については、確定利付の財政融資では対応困難な長期・一括返済の業績連動型金利設定の融資が可能であることから、資本性劣後ローン<sup>†</sup>などのメザニンファイナンスを手がけている（株）日本政策金融公庫などにおいて活用されています。

## ■業績連動型金利設定のイメージ



## ■資本性劣後ローンの効果



## B. 産業投資制度の沿革

産業投資の歴史は、産業投資特別会計<sup>†</sup>（以下「産投特会」という）の設置までさかのぼることができます。産投特会は、昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資を行う際に、その経理を一般会計と区分して明確にするために「産業投資特別会計法」により設置された特別会計であり、米国対日援助見返資金特別会計の資金など、並びに一般会計から当時の日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継しています。

当初、電力、海運、石炭、鉄鋼などの重要産業の整備が喫緊の課題であったため、産投特会は一般会計繰入を主な原資として、政府関係機関などに対する出融資を実施していました。昭和50年代（1975年～1984年）以降、財政事情の悪化に伴いそれまで産業投資の主な原資であった一般会計からの繰入が急激に減少したことなどを踏まえ、昭和60年（1985年）に「産業投資特別会計法」が改正され、産投特会の資本の充実を図るとともに、産投特会の在り方を見直すこととされました。この法改正により、①NTT及びJT株式の一般会計から産投特会への無償所属替え、②産投会計から一般会計への繰入規定の創設、③設置規定から「経済の再建」の文言の削除など、所要の整備が行われました。

その後、昭和62年度（1987年度）に社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産投特会は産業投資勘定と社会資本整備勘定に区分されました。

さらに、「特別会計に関する法律」の成立を受け、平成20年度（2008年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計<sup>†</sup>に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。



(注) 社会資本整備勘定は平成 19 年度 (2007 年度) をもって廃止され、一般会計へ移管されました。

## ■ 財政投融资特別会計 (投資勘定) の経緯

昭和28年	産業投資特別会計法	産業投資特別会計の設置 米国対日援助見返資金特別会計の資金等(ガリオア及びエアロ資金を主とする米国の対日援助予算を基礎として昭和24年に設置された)並びに一般会計から日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金等を承継し設置。
昭和30年 ～50年代		一般会計繰入を主な原資として出融資を実施
昭和60年		「産業投資特別会計法」の改正 日本電信電話(株)(1/3)及び日本たばこ産業(株)(1/2)の株式を一般会計より産業投資特別会計に無償所属替えをし、当会計の財源基盤を充実させた。また、産業投資特別会計から一般会計への繰入規定が追加された。 (注)昭和60年の産業投資特別会計法改正までは、一般会計への繰入規定は無かったことから、必要に応じ、法律を定め、一般会計への繰入を行っていた。
平成20年	特別会計に関する法律	「特別会計に関する法律」により、『財政投融资特別会計投資勘定』に移行

### C. 産業投資の対象分野

産業投資は、従来、政策金融機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給や政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施し、近年は、官民ファンドを通じてリスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発しています。

一方、研究開発法人向け投資は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 (2010 年) 12 月 7 日閣議決定)などを踏まえた各法人における事業の廃止や新規採択の廃止などを受け、大幅に減少しています(平成 26 年度 (2014 年度)以降はゼロ)。

### D. 官民ファンドを通じたリスクマネー供給

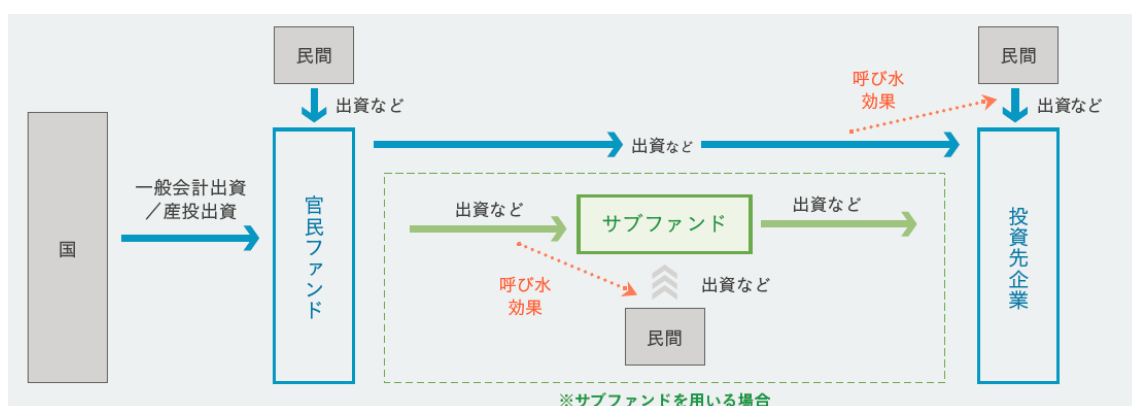
官民ファンドは、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。政府として出資しているため、政策目的を実現する必要があり、具体的には政府の成長戦略の実現や地域活

性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において、民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活性化させることを目的として設立されています。

官民ファンドは、こうした政策目的が達成されるよう、それぞれの設置法に基づき、所管官庁の監督の下、政策目的の実現に向けた取組がなされています。

特に研究開発・ベンチャーなどの分野においては、産業投資を活用して、民間の人材・ノウハウによる運営を基本としつつ民主導の新しい官民パートナーシップの構築に向けた取組を行っていく必要があるとされ、平成21年度（2009年度）に（株）産業革新機構が創設されました（平成30年（2018年）9月25日の改正産業競争力強化法施行により、（株）産業革新投資機構に改組）。また、（株）日本政策投資銀行による企業の競争力強化や地域活性化のほか、政府の成長戦略を受け、クールジャパン戦略、民間資金を活用したインフラ整備（PFI<sup>+</sup>）、インフラシステムの海外展開支援などに官民ファンドの対象分野が拡大しています。

## ■官民ファンドのスキーム



## ■官民ファンドの概要（産業投資対象機関について）

官民ファンドの概要（産業投資対象機関について） 令和4年6月末現在

名称	設立日	設置期限 (存続期間)	目的	産業投資 (令和3年度末 時点)	民間出資 (令和3年度末 時点)
(株)産業革新投資機構(※) (JIG)	平成21年7月17日 (平成30年9月25日改組)	令和16年3月31日 (15年間)	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること。「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。）	3,669 億円	135 億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	平成25年1月23日	令和15年3月31日 (20年間)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと。	300 億円	19 億円
(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構)	平成25年10月7日	令和10年3月31日 (15年間)	官民連携によるインフラファンドの機能を担う民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与すること。	100 億円	100 億円
(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)	平成25年11月8日	令和16年3月31日 (20年間)	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること。	1,066億円	107 億円
(株)日本政策投資銀行(DBJ) における特定投資業務	(事業開始日) 平成27年6月29日	令和13年3月31日 (15年間)	企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金(資本性資金等)の供給を時限的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援すること。	7,240 億円	8,190 億円 ( (株)日本政策投資銀行の自己資金)
(株)海外交通・都市開発事業 支援機構 (JOIN)	平成26年10月20日	なし (5年ごとに根拠法の 施行状況について検討)	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	1,608 億円	59 億円
(株)海外通信・放送・郵便事業 支援機構 (JICT)	平成27年11月25日	令和18年3月31日 (20年間)	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要の応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	639 億円	24 億円

※産業競争力強化法を設置根拠とした(株)産業革新機構の事業承継会社として、平成30年9月21日に(株)INCJが設立。  
また、(株)産業革新機構を改組し、平成30年9月25日に(株)産業革新投資機構が発足。

(注)単位未満は四捨五入

## E. 昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について

産業投資は、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金などを供給しており、産投機関に対する出資及び貸付です。産業投資は、特別会計に関する法律第 50 条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす必要があります。令和3年度(2021年度)末で6兆5,239億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに

使われています。近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資として産投出資が使われる割合が増えています。

日本経済の成長力強化などにつながる産業の開発及び貿易の振興の観点から、民間投資の状況を見ると、新産業の創出、ビジネスの新陳代謝の促進、日本企業の海外展開などに係るエクイティ性資金の供給が一層必要であり、産業投資は、民間資金の呼び水・補完としての役割を果たす必要があります。他方、産業投資が出資している官民ファンドは、全体で累積損益はプラスですが、一部のファンドでは累積損失が生じています。

このような状況を踏まえ、財政制度等審議会財政投融资分科会<sup>+</sup>では、投資の直接の原資としての産投出資を中心に、今後の産業投資について検討を行い、令和元年（2019年）6月14日に報告書『今後の産業投資について』が取りまとめられました。なお、報告書において指摘された事項については、財務省において以下のとおり対応しております。

## 報告書『今後の産業投資について』への対応状況

### 1. 改革工程表に基づく取組を踏まえた財投計画編成

平成31年（2019年）4月に、累積損失の大きい4官民ファンド（農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）、海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構、CJ）、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT））は、経済財政諮問会議が決定した「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」に基づき、累積解消に向けた投資計画を策定・公表しています。その後は各年度央及び年度末の実績に基づき、最新の「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」にも定めるとおり、各官民ファンド及び各所管官庁がそれぞれの投資計画の進捗のフォローアップを行っています。財政投融资分科会等を通じて当該フォローアップ結果を確認し、財政投融资計画編成に反映します。

（注）A-FIVEについては、所管官庁である農林水産省において、令和3年度（2021年度）以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示されています。

### 2. 投資の直接の原資としての産投出資に対するガバナンス（出資条件）

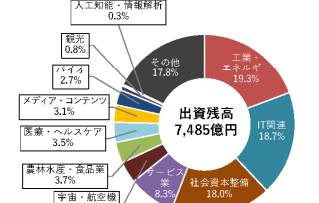
投資の直接の原資として産投出資を行う機関との間で、産投出資の条件を決めています。今後、収益性の実現に課題が生じる可能性がある場合には、当該出資条件に基づき、機関の投資決定プロセス等を適切に確認し、その確認の結果に応じて、翌年度以降の財政投融资計画編成への反映を検討することとしています。

### 3. 投資の直接の原資以外の産投出資に対するガバナンス（既往出資）

産投機関・所管官庁から、毎年8月末に既往出資の活用状況等について報告を受け、産投対象プロジェクトの資金として一部活用されなくなったものがないか等について確認し、財政投融资計画編成に反映するなどの対応を実施しています。

#### ■ 「今後の産業投資について」のポイント

##### 今後の産業投資について（令和元年6月14日財投分科会報告）のポイント

<p><b>産業投資の意義</b></p> <p>政策性と収益性という二つの要件をそれぞれ満たす必要。国際的な競争環境の中で日本経済の成長につながる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる要件への投資。</p>	<p><b>産業投資の役割</b></p> <p>民間投資は増加している一方で、引き続き、①新産業の創出、②ビジネスの新陳代謝の促進、③日本企業の海外展開といったような課題があり、産業投資を活用して対応を図ることが重要。 また、近年、官民ファンドなど、投資の直接の原資としての産投出資が増加しており、これに対応した産業投資の管理運営を検討する必要。</p>																								
<p><b>産業投資のプリンシプル（基本原則）</b></p> <p><b>政策性：</b>国際的な競争環境下で、産業開発・貿易振興を図る <b>収益性：</b>資本コスト以上の収益を確保する <b>民業補完性：</b>民間企業のニーズを的確に捉えつつ、民間資金が投資されやすい環境を形成 <b>ガバナンス：</b>出資者として、実際に投資を行う産投機関が適切に運営を行うよう、ガバナンスを行う</p>																									
<p><b>産業投資のポートフォリオ</b></p> <p>民間投資の状況も見つつ、産業投資の投資分野の検討に活用。 (産業投資が出資している官民ファンドの投資分野)</p>  <table border="1"> <caption>産業投資の出資残高 7,485億円</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工業エネルギー</td><td>19.3%</td></tr> <tr><td>打倒連</td><td>18.7%</td></tr> <tr><td>社会資本整備</td><td>18.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>17.8%</td></tr> <tr><td>宇宙・航空機</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>農林水産・食品業</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>医療・ヘルスケア</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>メディア・コンテンツ</td><td>3.1%</td></tr> <tr><td>パイオ</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>観光</td><td>0.8%</td></tr> <tr><td>人工知能・情報通信</td><td>0.3%</td></tr> </tbody> </table>	業種	割合	工業エネルギー	19.3%	打倒連	18.7%	社会資本整備	18.0%	その他	17.8%	宇宙・航空機	5.9%	農林水産・食品業	3.7%	医療・ヘルスケア	3.5%	メディア・コンテンツ	3.1%	パイオ	2.7%	観光	0.8%	人工知能・情報通信	0.3%	<p><b>産投機関に対するガバナンスのあり方</b></p> <p>(政策性) 産投機関・主務省は、投資基準等に基づき、個別案件の政策性を判断。</p> <p>(収益性) 今後、新たな産投出資を行う場合には、出資時に財務省理財局と産投機関との間で、収益目標等の条件を設定。これに基づき、産投機関・主務省が、業務運営を行うとともに、収益性の検証等を行う。 改革工程表2018に基づき、累積損失が生じている官民ファンドとその主務省は、その解消のための計画を本年4月に策定した。今後、計画と実績に乖離がある場合には、改善計画の策定を行う。 財務省理財局は、産投機関の運営が適切に行われているかの確に把握し対応。</p>
業種	割合																								
工業エネルギー	19.3%																								
打倒連	18.7%																								
社会資本整備	18.0%																								
その他	17.8%																								
宇宙・航空機	5.9%																								
農林水産・食品業	3.7%																								
医療・ヘルスケア	3.5%																								
メディア・コンテンツ	3.1%																								
パイオ	2.7%																								
観光	0.8%																								
人工知能・情報通信	0.3%																								

### (3) 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」

財政投融资改革以降、財政投融资計画の規模は減少傾向にありましたが、平成20年（2008年）以降、平成20年（2008年）9月のいわゆるリーマン・ショックや平成23年（2011年）3月の東日本大震災からの復興への対応、民間投資を活性化させるための官民ファンドを通じたリスクマネーの供給など、当時の経済社会情勢を踏まえ、資金需要に対し積極的に対応してきました。

そこで、平成26年（2014年）2月から6回にわたり財政制度等審議会財政投融资分科会（財投分科会）が開催され、内外の経済・金融情勢の変化などを踏ま

えて、政府が行う投融資活動の在り方と、それを適切に運営していくための官民の役割分担・リスク分担、貸し手又は出資者としてのガバナンスについて検討されました。その結果、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」がとりまとめられました。

## ■ 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」のポイント

### 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月17日)のポイント

#### ◆日本経済の課題と財政投融資の果たす役割

- 持続的成長を支える重要な要素のひとつが中長期的な視点に立った投資。企業の生産性向上、イノベーション創出に向けて、規制緩和やコーポレート・ガバナンスの強化等に取り組むとともに、**官民の適切な役割分担の下、中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大**が必要。
- 民間金融だけでは十分にリスクテイクできない分野において、**財政投融資を含む政府が行う投融資活動(公的金融機能)**に対する期待が生じてきている。財政投融資は、**自助努力の促進による事業の効率的な実施**や**受益者負担の実現**を通じて**租税負担の抑制**を図るという特徴を發揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、**資金面からの成長制約を解消**する役割を果たす。

※ 財政投融資は金融的手法の政策スキームであり、財政投融資は償還確実性の確保、リスクマネーを供給する産業投資は適切なポートフォリオマネジメントによる全体としての毀損回避が前提。

#### ◆財政投融資の役割

- **官民の適切な役割分担**  
**<平時における公的金融機能>**
  - ① 民間金融市場の補完(情報の非対称性、不完全競争、外部経済効果など)
  - ② 民間では担えないリスクの負担
  - ③ 民間資金の誘発効果**<危機時における公的金融機能>**
  - ・ 量的補完(平時への移行時に縮小)
- **官民の適切なリスク分担**
  - ・ 民間企業のモラルハザードを防止しつつ、公的部門は、基礎的技術の不確実性、進出先国のリスクなどを分担し、適度な支援を行う

#### ○財政融資と産業投資の役割分担

- 財政融資: 超長期資金を含めた「負債性ファイナンス」
- 産業投資: エクイティ性資金を含めた「資本性ファイナンス」
- ・ 財政融資と産業投資を組み合わせたハイブリッドな資金供給の手法を検討(⇒事業の成長性を重視する資金供給に重点をシフト)

#### ◆財政投融資の対象として今後期待される分野

- ・ 官民の適切な役割分担の下、6分野に対する中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大
- ① **産業競争力強化**(DBJ/JBIC/日本公庫/JOGMEC等)
- ② **イノベーション創出**(産業革新機構/農水機構/DBJ/日本公庫等)
- ③ **インフラ輸出**(JBIC/JICA/インフラ輸出機構(現JOIN)等)
- ④ **中堅・中小企業の海外展開**(日本公庫/商工中金/ワールドジャパニ機構等)
- ⑤ **インフラ投資**(UR/民都機構/PFI推進機構/DBJ等)
- ⑥ **地域活性化**(日本公庫/農水機構/UR/地公体等)

#### ◆ガバナンスの向上

- **出資者として**(官民ファンドガイドラインに基づき、出資者としてのガバナンスを確保)
- **チェック機能の充実**(実地監査・スポット監査、地方公共団体の財務状況把握の充実・活用)
- ◆ **ディスクロージャーの充実**
  - **政策コスト分析の充実**(時系列の把握・公表、対象分野毎の集計を新たに行う)
  - **使途別分類表の見直し**(「産業・イノベーション」、「海外投融資等」を新たに分類)

#### ◆資金調達への在り方

- **財投債・財融FB**(発行額の平準化、デュレーション/マチュリティ・ギャップの極小化)
- **政府保証債・政府保証外債**(既往の資産・負債を管理するものについては引き続き過渡的・限定的に付与。成長戦略等に応じ、外貨貸付や大規模プロジェクト等に係る審査基準を明確化)
- **財投機関債**(ディスクロージャーや事業運営の効率化といった効果と調達コストを勘案)

#### ◆財投特会の財務の健全性確保

- **ALMの高度化**(金利スワップ及び買入売却を補完的手法として引き続き実施)
- **積立金**(財投特会の財務の健全性確保のため、復興の進捗や財政事情を勘案しつつ、継続的に積み立てる必要。その際、積立金の必要水準の引下げの可能性を検討)

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策等としての財政投融資の活用

### 新型コロナウイルスの影響を受けた企業の資金繰り支援対策等(令和2年度第1次・第2次補正予算)

令和2年(2020年)4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り支援対策等に万全を期すため、令和2年度第1次補正予算において総額10兆1,877億円(財政融資9兆9,877億円、産業投資1,000億円及び政府保証1,000億円)の財政投融資計画の追加を行いました。

さらに、実質無利子・無担保融資を含む、融資規模の拡充や資本性資金の活用など、金融機能の強化に向けた対応を行うため、同年第2次補正予算において総

額 39 兆 4,258 億円（財政融資 32 兆 8,258 億円、産業投資 1,000 億円及び政府保証 6 兆 5,000 億円）の財政投融资計画の追加を行いました。

（参考）令和 2 年度第 1 次補正予算における財政投融资計画の追加について  
<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2020/r02hosei/zt001.pdf>

（参考）令和 2 年度第 2 次補正予算における財政投融资計画の追加について  
<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2020/r02hosei/zt003.pdf>

### **国土強靱化やポストコロナ時代の社会・経済構造変化への対応等（令和 2 年度第 3 次補正予算）**

令和 2 年（2020 年）12 月 8 日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、現下の低金利状況を活かして、生産性向上・防災・減災、国土強靱化対策を加速するとともに、ポストコロナ時代の社会・経済構造変化に対応した民間投資を促進するため、令和 2 年度第 3 次補正予算において総額 1 兆 4,341 億円（財政融資 1 兆 4,121 億円、産業投資 200 億円及び政府保証 20 億円）の財政投融资計画の追加を行いました。

（参考）令和 2 年度第 3 次補正予算における財政投融资計画の追加について  
<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2020/r02hosei/zt005.pdf>

### **令和 3 年度財政投融资計画のポイント**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業・事業者及び地方公共団体への強力な支援、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換、低金利を活用した、生産性向上や防災・減災、国土強靱化等につながるインフラ整備の加速等のため、総額約 40 兆 9,056 億円（財政融資 38 兆 3,027 億円、産業投資 3,626 億円及び政府保証 2 兆 2,403 億円）の財政投融资計画を策定しました。

（参考）令和 3 年度財政投融资計画について  
<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2021/r03seifuan/zt001.pdf>

### **科学技術立国の実現や、防災・減災、国土強靱化の推進等（令和 3 年度補正予算）**

令和 3 年（2021 年）11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、科学技術立国の実現に向けた積極的な投資を促進するとともに、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、令和 3 年度補正予算に

において総額 9,221 億円（財政融資 9,200 億円、政府保証 21 億円）の財政投融資計画の追加を行いました。

（参考）令和 3 年度補正予算における財政投融資計画の追加について

<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2021/r03hosei/zt001.pdf>

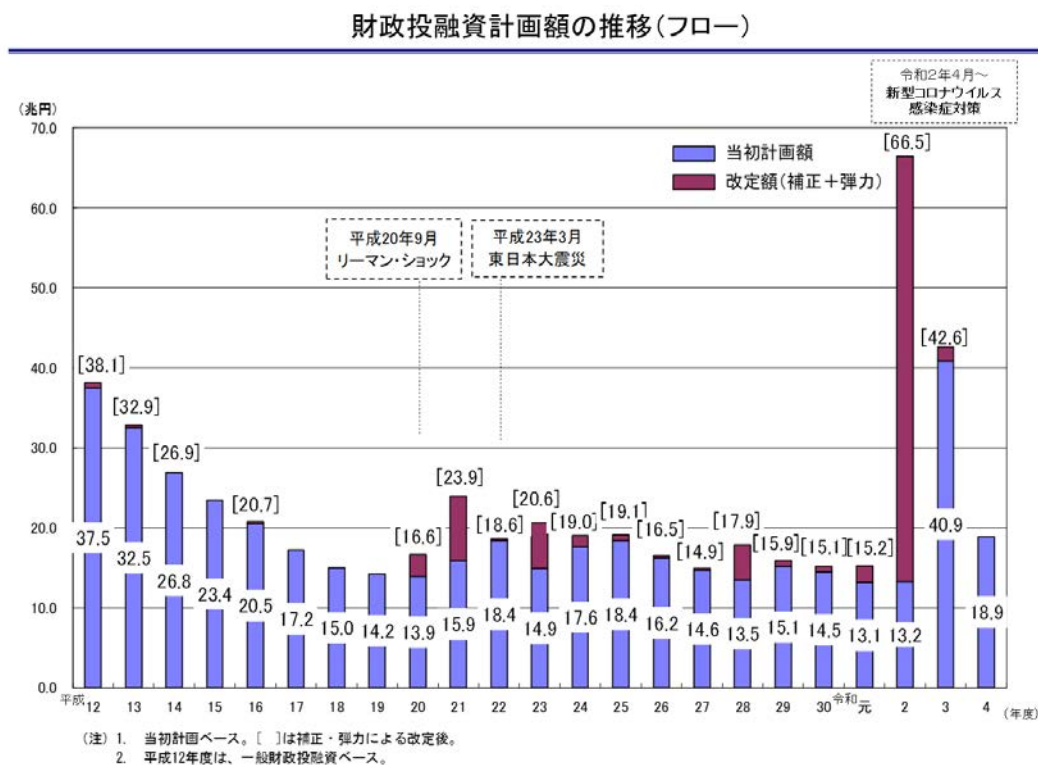
## 令和 4 年度財政投融資計画のポイント

新型コロナの影響を受けた事業者への支援／ポストコロナを見据えた成長力強化、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」の推進、経済安全保障の推進、インフラ整備の加速（国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化）等のため、総額約 18 兆 8,855 億円（財政融資 16 兆 4,488 億円、産業投資 3,262 億円及び政府保証 2 兆 1,105 億円）の財政投融資計画を策定しました。

（参考）令和 4 年度財政投融資計画について

<https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2022/r04seifuan/zt001.pdf>

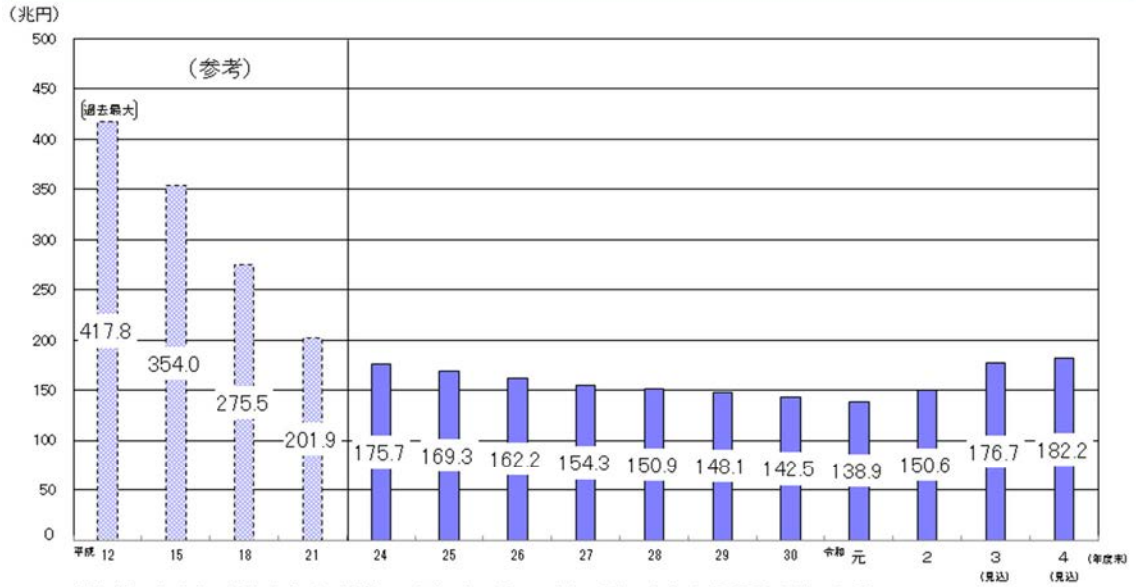
財政投融資計画額の推移（フロー）





財政投融資計画残高の推移（ストック）

財政投融資計画残高の推移(ストック)



### 3. 財政投融資計画の編成と国会への提出

#### 財政投融資計画とは

財政投融資は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融資活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融資活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（長期運用法）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融資計画が策定されます。

#### 財政投融資計画の編成

財投機関を所管する官庁は、一般会計などの予算要求と同時に、財投機関の要求を取りまとめ、財務大臣に提出します。その後、予算編成と並行して、財政投融資計画の編成が行われます。各財投機関の要求は、財政制度等審議会の意見聴取も行いながら、財務省理財局によって審査されます。

要求の審査においては、政策評価や政策コスト分析の手法などを活用し、

- ・ 個々の施策の必要性、重要性（政策的必要性）
- ・ 民間で対応することができないか、また、民業圧迫とならないか（民業補完性<sup>†</sup>）
- ・ 供給する資金が確実に返済されるか（償還確実性）

などが精査されます。

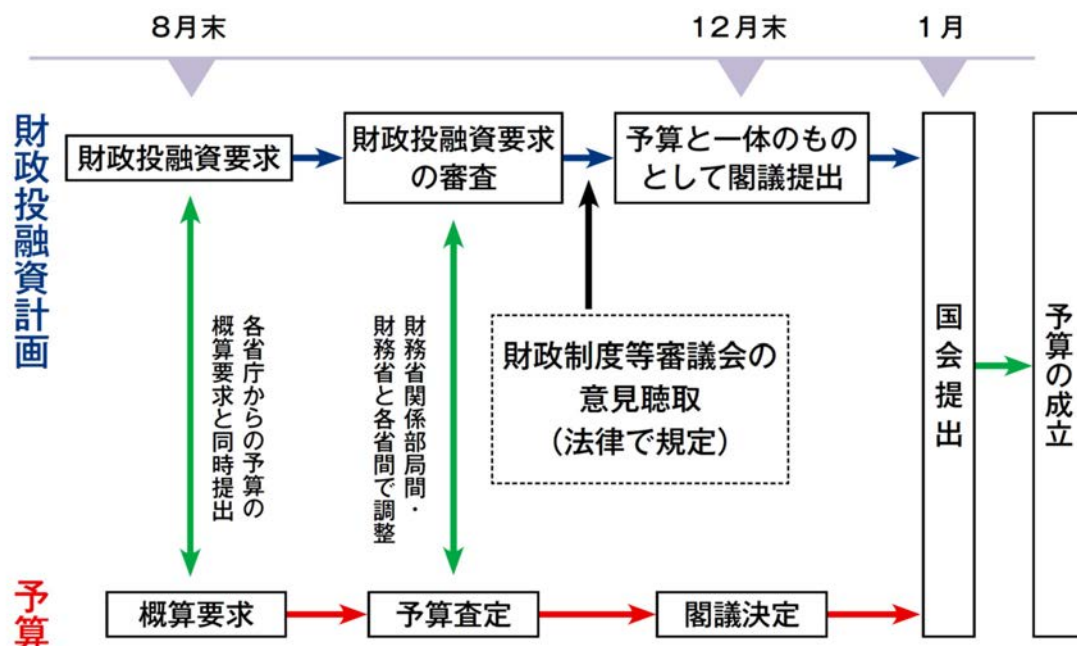
このようにして編成された財政投融資計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

#### 国会の審議・議決

財政投融資計画は、長期運用法に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算と一体のものとして国会に提出されます。

財政投融資計画の構成要素については、財政融資は特別会計予算総則における長期運用予定額、産業投資は財政投融資特別会計投資勘定における歳出予算額、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額という形で、それぞれ予算の各所に盛り込まれています。予算が国会の審議・議決を経ることで、財政投融資計画は国会による財政統制の下に置かれることとなります。

## ■ 財政投融資計画編成の一般的な流れ



### (参考) 財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、法律に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画<sup>†</sup>」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査<sup>†</sup>結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

#### ※ 財政投融資分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融資改革の総点検について（平成16年（2004年）」
- ・「財政投融資改革の総点検フォローアップ（平成17年（2005年）」
- ・「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について（平成26年（2014年）」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019年）」

※財政投融资分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・提出資料など

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/proceedings/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/index.html)

○答申・報告書など

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/index.html)

○委員名簿

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/member.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/member.htm)

## 4. 財政投融資特別会計

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」（以下「特別会計法」という）により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

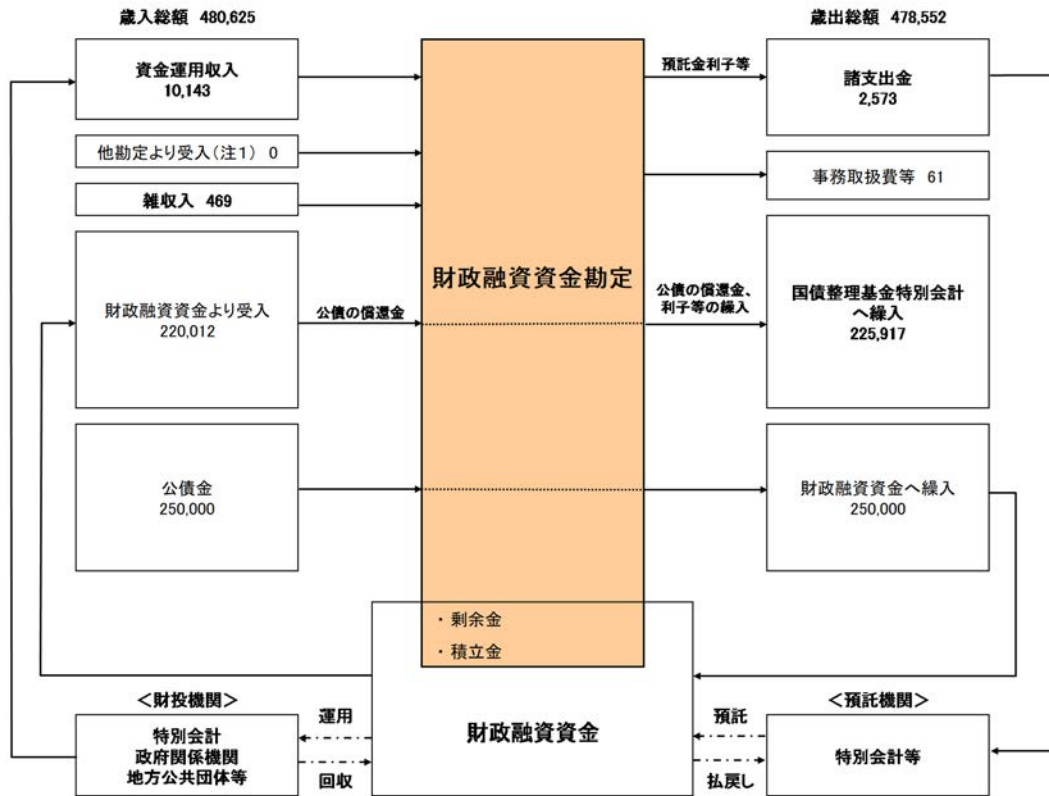
このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融資計画における財政融資（令和4年度計画：16兆4,488億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和4年度計画：3,262億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義<sup>†</sup>に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（注）特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度（2010年度）より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度（2009年度）末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度（2010年度）から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

### ■ 財政投融資特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ （令和4年度予算）

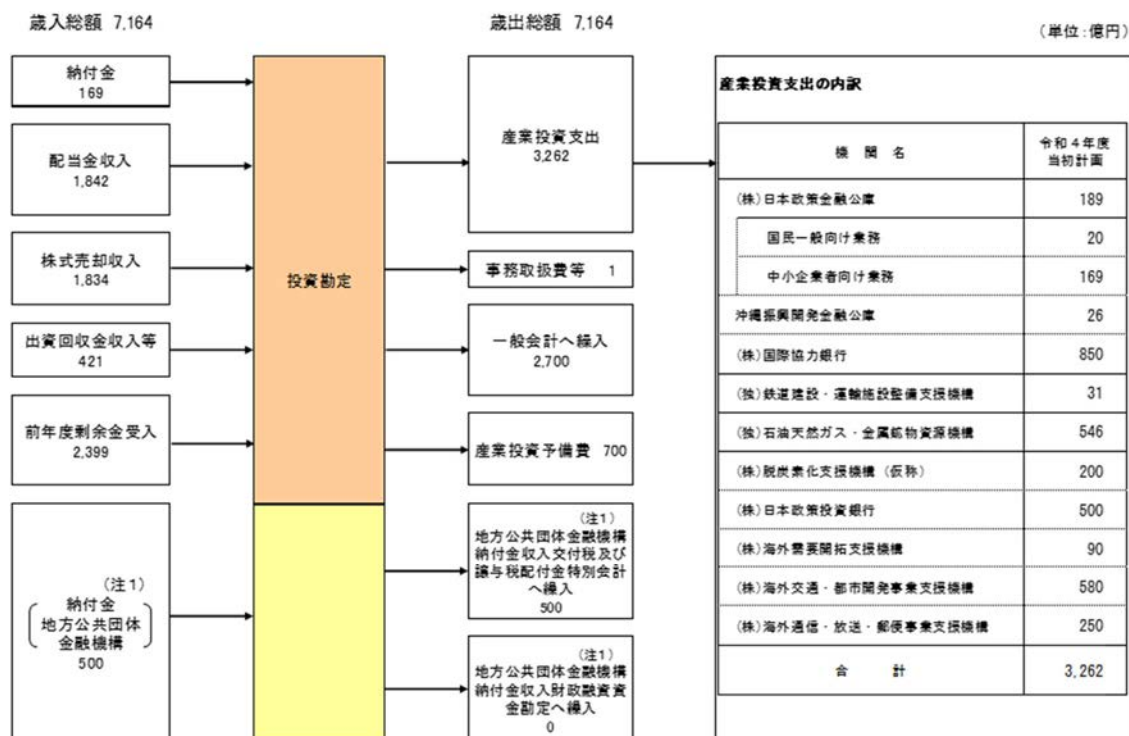
(単位:億円)



-----は歳計外の資金の流れ

- (注) 1. 上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、投資勘定から受入れ  
2. 各々の計数において億円未満を四捨五入

## ■ 財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ (令和4年度予算)



(注1) 地方公共団体金融機構からの納付金は、森林環境譲与税の譲与財源に充てるために交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるほか、上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるために同勘定へ繰り入れることとしている。

(注2) 各々の計数において億円未満を四捨五入。

## Ⅱ部 財政投融资に関する取組

### 1. 財投特会の財務の健全性確保

#### (1) 資産負債管理 (ALM<sup>+</sup>)

財政融資資金においては、資金の運用（貸付けなど）と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク<sup>+</sup>が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

#### (2) 積立金（金利変動準備金<sup>+</sup>）

財政投融资改革後の ALM によって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、特別会計法第 58 条第 1 項に基づき、利益が発生した場合にはこれを積み立て（積立金）、将来生じうる損失に備えることとしています。

なお、積立金（金利変動準備金）の準備率の上限については、50/1000 とされています。

#### （参考 1）ALM の高度化

財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）は、平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が著しく低下しています。

このような状況を踏まえ、平成 23 年度（2011 年度）からは、資産と負債のデュレーションやマチュリティのギャップを調整するため、金利スワップ取引<sup>+</sup>や財投債の買入消却を実施し、ALM の高度化を図っています。

#### ・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップ<sup>+</sup>を調整





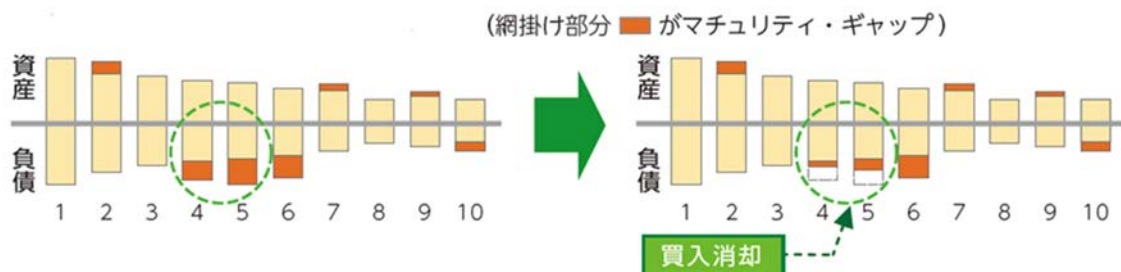
金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されています。

・ 財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップ<sup>†</sup>を調整

■ マチュリティ・ギャップ調整のイメージ



（参考2） 財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限（現行：50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることのできることにしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成18年度（2006年度）以降は厳しい

財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度(2006 年度)には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度(2008 年度)には、積立金(金利変動準備金)の準備率の上限の引下げ(100/1000→50/1000)に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4 兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度(2009 年度)に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度(2010 年度)に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度(2011 年度)に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度(2011 年度)の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

#### 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下「復興財源確保法」という)の規定により、平成 24 年度(2012 年度)から平成 27 年度(2015 年度)までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用(国債整理基金特別会計へ繰入れ)できることとされ、平成 24 年度(2012 年度)に 9,967 億円、平成 25 年度(2013 年度)に 6,967 億円を繰り入れ、平成 27 年度(2015 年度)当初予算においても 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成 27 年(2015 年)6 月 30 日閣議決定)を受け、平成 27 年度(2015 年度)補正予算から平成 30 年度(2018 年度)当初予算までにおいて、財政融資資金勘定及び投資勘定から、総額 5,971 億円を一般会計などに繰り入れました。

#### ■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	H27~H30 合計
2,000 億円 (融資勘定)	2,783 億円 (投資勘定)	554 億円 (投資勘定)	634 億円 (投資勘定)	5,971 億円

(注) 単位未満は四捨五入。

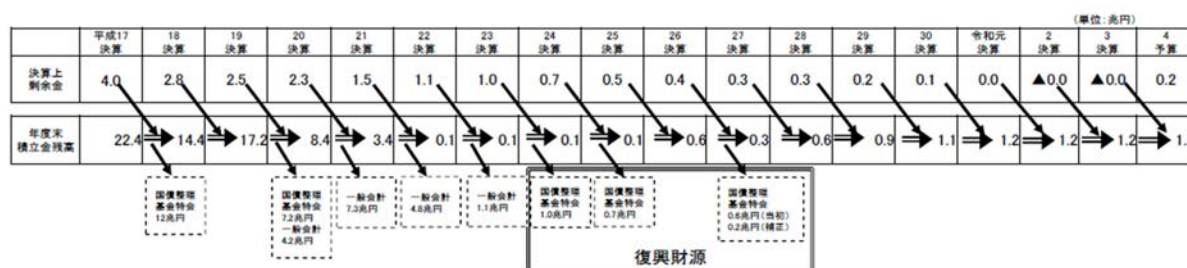
#### 一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計の財務の健全性

このように平成 18 年度(2006 年度)以降、積立金を臨時的・特例的に一般会

計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が著しく低下しています。また令和2年度歳入歳出決算上においては402億円の不足が生じ、積立金から同額を取り崩している状況です。（なお、債務超過にはならない見込み）

したがって、今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。（具体的な財政投融资特別会計の財務の健全性確保のための方策は「ALMの高度化」参照）

### ■ 積立金残高の推移



(注1) 令和4年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。  
 (注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

### (参考3) 繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うこととなります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。結局、貸し手にとって、失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは収支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることはできません。したがって繰上償還に応じる場合は、繰上償還に伴って生じる損失に対応する

補償金の支払いが、繰上償還と同時に確実に行われると認められるときに限定されています。

(注1) なお、平成17年度(2005年度)に(独)都市再生機構及び年金資金運用基金(現在の年金積立金管理運用独立行政法人)に、平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)に旧住宅金融公庫(平成19年度(2007年度)以降は現在の(独)住宅金融支援機構)に、平成19年度(2007年度)から平成24年度(2012年度)に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行い債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「4条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

「4条件」について(平成16年(2004年)に財政制度等審議会財政投融资分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合)

- ① 抜本的な事業見直し(抜本的な行政改革・事業見直し)
- ② 繰上償還対象事業の勘定分離ないし経理区分
- ③ 経営改善計画(財政健全化計画など)
- ④ 最終的な国民負担の軽減

平成17～24年度(2005～2012年度) 補償金免除繰上償還実施額等(単位:億円)

	繰上償還額	補償金免除相当額
(独)都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

(注2) 地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、令和3年度(2021年度)までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていることなどを条件として、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際の補償金を免除することで、先駆的取組を支援することとしています。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用することとしています。

## 2. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、実地監査や地方公共団体の財務状況把握<sup>+</sup>に取り組むことで、財投機関に対するチェック機能の充実を図っています。

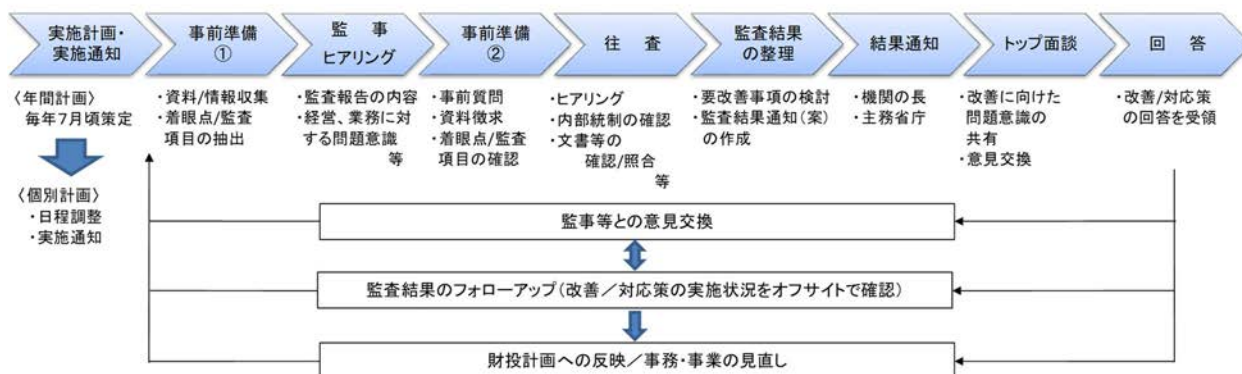
### (1) 実地監査

#### 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融资の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融资計画編成時の審査に活用しています。平成17年度（2005年度）に開始し、延べ75機関に実施（令和4年（2022年）6月まで）し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成22年度（2010年度）からは、財政投融资のPDCAサイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

#### ■ 実地監査のフロー



（注）上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

#### 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業<sup>†</sup>の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 3 年度（2021 年度）実施先数：311 企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況把握により、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

## （２）地方公共団体の財務状況把握

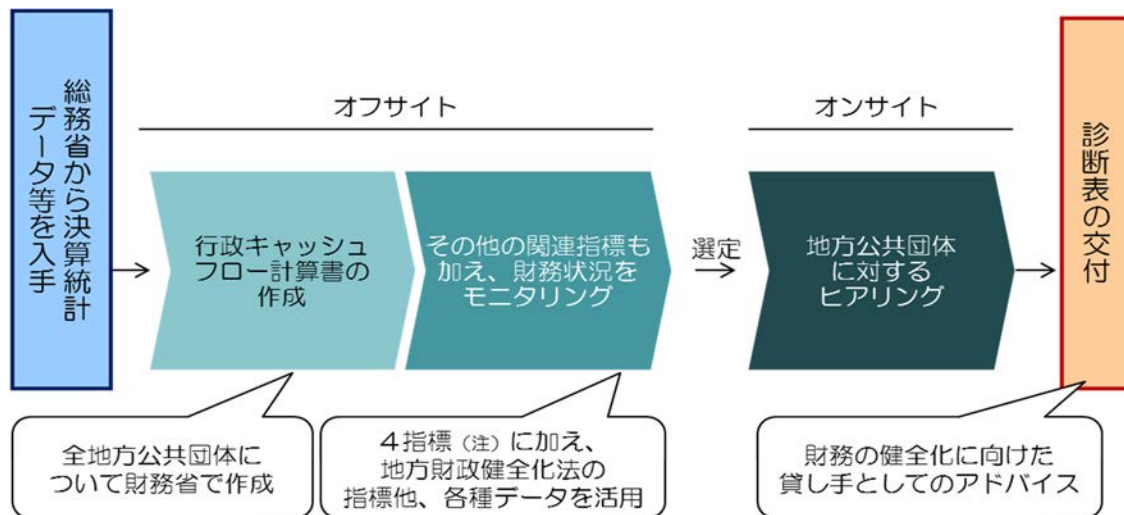
財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的確に把握し財政融資資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）<sup>†</sup>として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ね

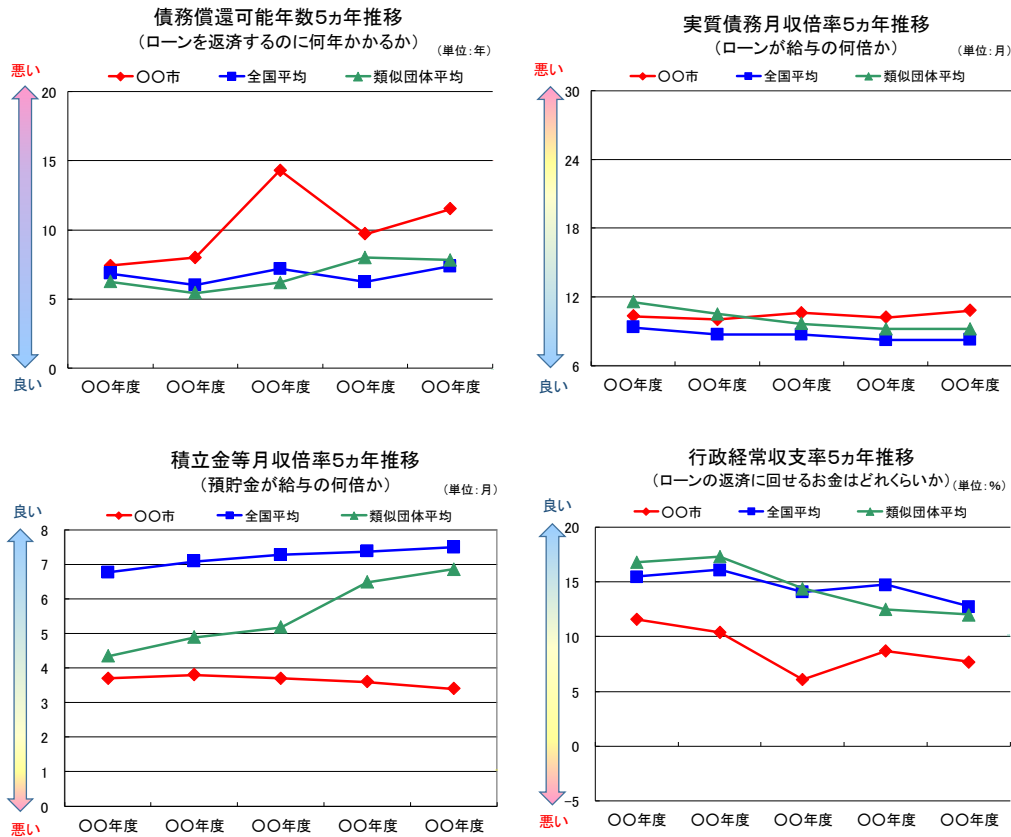
たうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

### ■財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



(注) 4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいいます。

## ■ 診断表における4指標の分析（例）



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

※毎年度の実施結果などの詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

### ○実地監査

[https://www.mof.go.jp/filp/plan/filp\\_audit/index.htm](https://www.mof.go.jp/filp/plan/filp_audit/index.htm)

### ○地方公共団体の財務状況把握

[https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp\\_local/21zaimujoukyouhaaku.htm](https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)



### 3. ディスクロージャーの充実

#### (1) 政策コスト分析

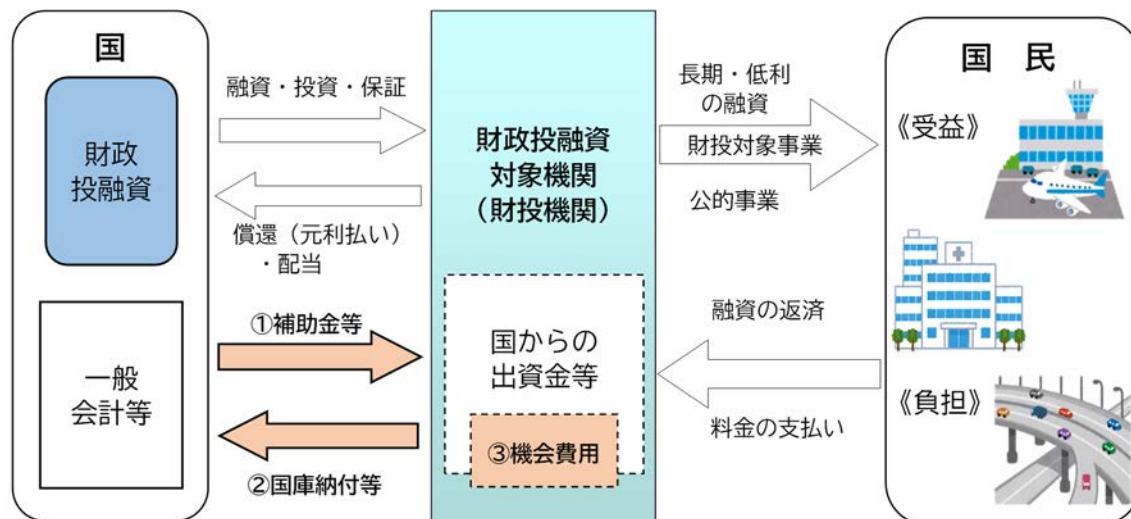
財政投融資の対象事業には、政策目的を達成するため、事業実施機関に対して国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析は、財政投融資のディスクロージャーの充実を図るため、財政投融資の対象事業に対して補助金などの国の支出が将来どの程度見込まれるかを試算し、その結果を開示するものです。

分析に当たっては、一定の前提条件に基づく将来キャッシュフロー（資金収支）を推計し、

- ① 補助金など（将来、国から支出されると見込まれる金額）
- ② 国庫納付・法人税など（将来、国に納付されると見込まれる金額）
- ③ 出資金などによる機会費用（＝利払軽減効果）（国から支出されない概念上の費用）

を割引現在価値に換算の上、政策コストとして試算します。

#### ■財政投融資と政策コストのイメージ



$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

## (2) 政策コスト分析の活用

政策コスト分析においては、財政投融资対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融资の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

さらに、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

また、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

## (3) 財投機関におけるディスクロージャーの取組

### 民間会計基準又はそれに準拠した財務諸表の作成

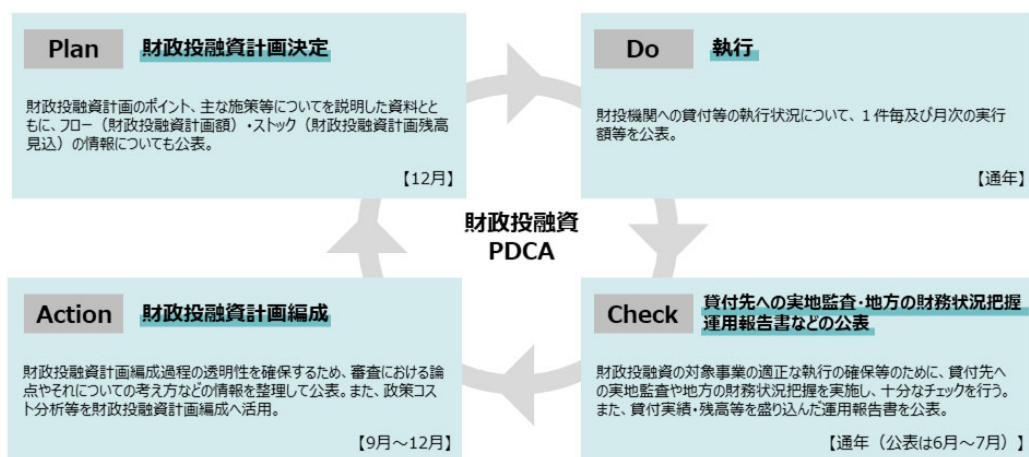
令和4年度（2022年度）の財政投融资対象機関のうち、特別会計及び地方公共団体を除く独立行政法人など（28法人）は、全て民間会計基準又はそれに準拠した財務諸表を作成しています。そのため、株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

## (4) 財政投融资の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融资分科会に提出した「財政投融资の透明性の向上について－実施プラン－」（平成22年（2010年）4月）に基づき、PDCAの各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。

## ■ 財政投融資の透明性の向上について



## 財政投融资レポート 2022 用語集

あ

### 運用残額

財政投融资計画に計上された金額のうち、融資や出資などとして使われなかった金額（注）をいいます。

なお、財投債については、財政投融资計画の実績を踏まえ、発行していることから、財政融資資金に余分な資金が滞留しないようにしています。

（注）財政投融资計画に計上された金額は、翌年度に繰り越して使うこともできるため、繰越額を除きます。

（関連）「繰越額」

### ALM (Asset Liability Management)

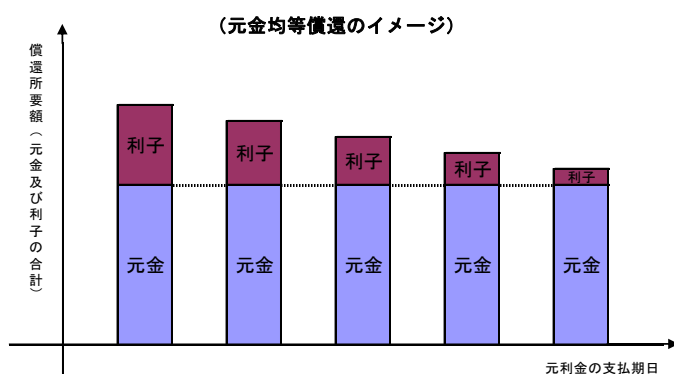
『資産 (Asset) 及び負債 (Liability) の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

か

### 元金均等償還

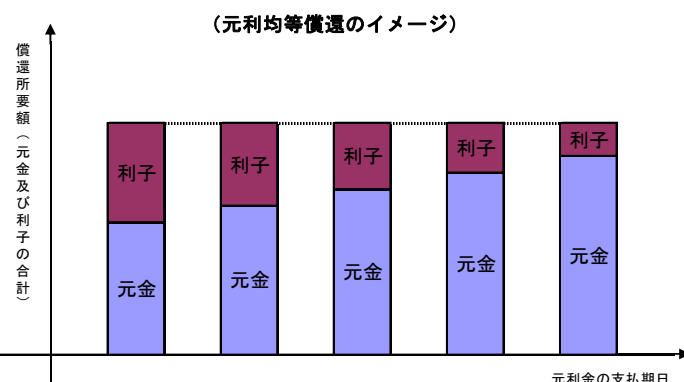
償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



（関連）「元利均等償還」、「満期一括償還」

## 元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元金均等償還」、「満期一括償還」

## 銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関などから借入れ又は引受けの方法により調達した資金をいいます。

(関連) 「地方債」

## 金利スワップ取引

「Ⅱ－1. 財投特会の財務の健全性確保」の「ALM の高度化」を参照。

(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

## 金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の 50/1000 に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成 19 年度（2007 年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成 20 年度（2008 年度）に、財政融資資金勘定の総資産の 100/1000 から 50/1000 に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義<sup>†</sup>に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならぬことに注意する必要があります。

積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

(関連) 「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」

### **金利変動リスク**

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融資特別会計においては、財政投融資改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

### **繰上償還**

「Ⅱ－１．財投特会の財務の健全性確保」の「(参考3) 繰上償還の補償金」を参照。

### **繰越額**

財政投融資計画に計上された金額のうち、対象事業の進捗などに併せて翌年度に融資や出資などとして使われる予定の金額をいいます。

(関連) 「運用残額」

### **現額**

補正予算などによる改定を含め、当該年度の財政投融資計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

(関連) 「資金年度」

### **現金主義**

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

(関連) 「発生主義」

さ

**財政制度等審議会財政投融資分科会**

「I-3. 財政投融资計画の編成と国会への提出」の「(参考) 財政制度等審議会財政投融资分科会」を参照。

(関連) 「財政投融资計画」、「財政融資資金運用計画」

### **財政投融资改革**

「I-2 (1). 財政融資」の「B. 財政投融资改革」を参照。

### **財政投融资計画**

「I-3. 財政投融资計画の編成と国会への提出」を参照。

### **財政投融资特別会計**

「I-4. 財政投融资特別会計」を参照。

(関連) 「財政融資資金特別会計(旧)」、「産業投資特別会計(旧)」

### **財政融資**

「I-1. 財政投融资の仕組み」の「(1) 財政投融资の3類型」を参照。

(関連) 「財政投融资特別会計」、「財政融資資金」、「財政融資資金運用計画」、「財政融資資金特別会計(旧)」

### **財政融資資金**

財政融資を行うための原資(財源)です。

財政融資資金は、財投債(国債)や特別会計の積立金(注)などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として財政融資資金法により設置されており、昭和26年度(1951年度)に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度(2001年度)の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計(=税財源)からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

### **財政融資資金運用計画**

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、財政融資資金法に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大

臣により決定されています。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金」

### **財政融資資金証券**

財政融資資金に属する現金に不足があるとき、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において発行し、一時不足額を補足することができる政府短期証券をいいます。

発行限度額については予算をもって国会の議決を経なければならず、1年以内に償還しなければならないとされています。

### **財政融資資金特別会計（旧）**

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度（1951年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度（2001年度）の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

### **財投機関**

財投機関とは、当該年度に財政投融資を活用している機関を指します。

財政投融資には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象と



なります。

### **財投機関債**

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成 13 年度（2001 年度）の財政投融資改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

### **財投債（財政投融資特別会計国債）**

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）（注 1）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」（注 2）にも含まれません。

（注 1）「国民経済計算体系（SNA）」とは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国際連合が作成した基準です。国民経済を構成している家計、企業、政府の 3 部門はそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系（SNA）」です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分類されており、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。

現在、財政融資資金は公的企業に分類されており、そのため財投債は一般政府の債務には含まれません。

（注 2）「国及び地方の長期債務残高」とは、利払・償還財源が主として税財

源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したものです。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金」

### **財務状況把握**

「Ⅱ－２．財投機関に対するチェック機能の充実」の「(２) 地方公共団体の財務状況把握」を参照。

(関連) 財務状況把握の結果概要 (診断表)

### **財務状況把握の結果概要 (診断表)**

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

(関連) 「財務状況把握」

### **産業投資**

「Ⅰ－１．財政投融資の仕組み」の「(１) 財政投融資の３類型」を参照。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「産業投資特別会計 (旧)」

### **産業投資特別会計 (旧)**

昭和 28 年度 (1953 年度) に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資 (産業投資) を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。(注)

その後、昭和 62 年度 (1987 年度) に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度 (2008 年度) に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

(注) なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度 (1985 年度) に行われた改正により削除されました。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「産業投資」

### **資金年度**

予算の一部として国会で議決された財政投融資計画の年度のことを指します。

資金年度を基準に計数を整理する場合、各年度の実績は、財政投融資計画の年

度内に融資や出資などとして使われたものに加え、繰越により翌年度に使われたものを含みます。

(関連) 「現額」

### 資産担保証券 (ABS)

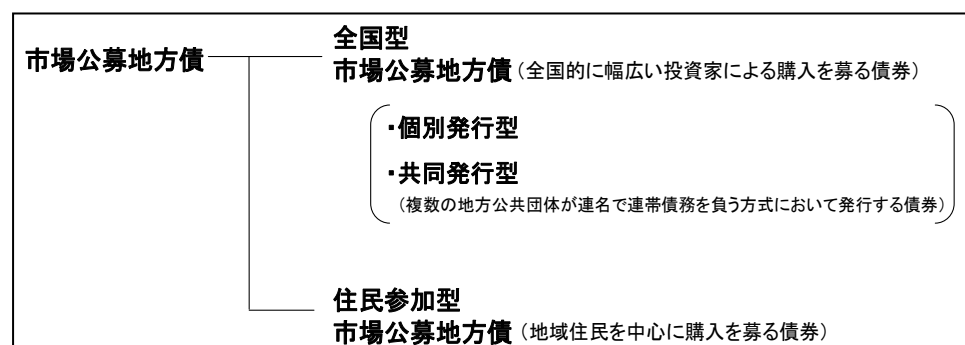
資産担保証券 (Asset Backed Securities) とは、企業などが資金調達などのために利用する金融商品のうち、企業などの信用力に依存せず、企業などが保有する資産 (金銭債権、動産、不動産など) の信用力を裏付けとして元利払いが行われる金融商品をいいます。

財投機関では、(独)住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行などに信託することでこれを担保に債券を発行し、資金調達を行っています。

(関連) 「財投機関」、「財投機関債」

### 市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成 15 年度 (2003 年度) から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成 14 年 (2002 年) 3 月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



(関連) 「地方債」

### 実地監査

「Ⅱ－２．財投機関に対するチェック機能の充実」を参照。

### **資本性劣後ローン**

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

### **償還確実性**

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

(関連) 「民業補完性」

### **証券化(財政融資資金貸付金の証券化)**

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化については、行政改革推進法において、国の資産は平成27年度(2015年度)末の国の資産規模対GDP比の半減を目安とすることが規定され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、約140兆円規模(うち財政融資資金貸付金残高は130兆円超)の圧縮を図るため、財政投融资改革の継続に加えて、追加的努力のひとつとして、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化によるオフバランス化を行うこととされました。当該証券化は平成19年度(2007年度)から開始しましたが、信用リスクプレミアムなどの上乗せや証券会社などへの手数料支払により、相当程度のコストが発生しました。その後、いわゆるリーマン・ショックによる金融市場の混乱や証券化市場の低迷などを理由に、平成21年度(2009年度)以降は起債を見合わせています。こうした中、証券化には相当程度のコストが発生することや証券化市場に回復の兆しが見られないことに加えて、証券化のメリットであるマチュリティ・ギャップの縮小は、財投債の発行年限の調整や買入消却により確保されることから、財政融資資金貸付金残高の圧縮や金利変動リスクの観点から特に必要とされない限り、今後は、貸付金の証券化は基本的に実施しない(当初予算計上は行わない)方針としています。

### **剰余金(財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金)**

一般に剰余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入(収納済額)から歳出(支出済額)を控除した残額(歳計剰余金)をいいます。

財政融資資金勘定の剰余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債

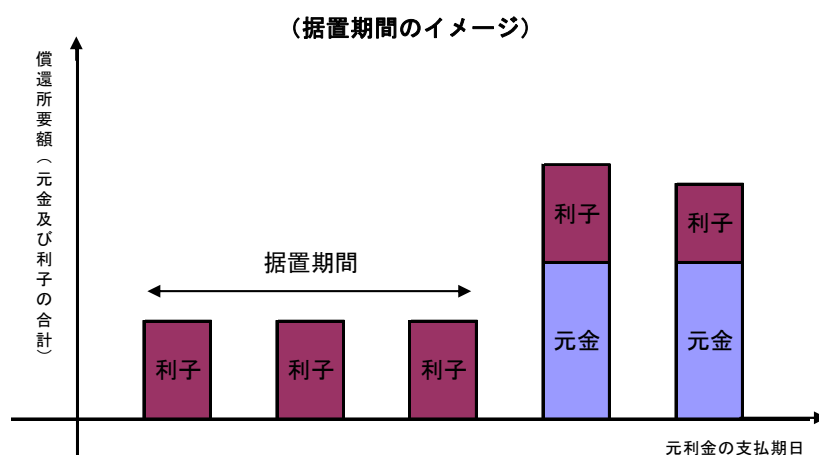
の利払い等を差し引いたものです。従来は、市場金利が低下し、低金利で財投債による資金調達を行うことができた一方、過去の比較的高金利の長期貸付が残っていたことにより剰余金が生じていました。しかしながら、現在は、貸付金の償還による運用利回りの低下と調達コストの差の縮小により、令和2年度から決算上の不足が生じています。

剰余金が生じた場合は、特別会計に関する法律第58条第1項に基づき、積立金として積み立てることとなっています。なお、同条第4項において、剰余金の一般会計繰入れ規定（同法第8条第2項）が適用除外とされています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」

### 据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。



### 政策コスト分析

「Ⅱ－3. ディスクロージャーの充実」を参照。

### 政府保証

「Ⅰ－1. 財政投融资の仕組み」の「（1）財政投融资の3類型」を参照。

た

### 弾力条項

「特別会計に関する法律」の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

令和3年度（2021年度）においては、令和3年度補正予算（第1号）の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,740億円増額しました。内容は次のとおりです。

〔令和3年度地方公共団体向け財政融資の弾力条項に基づく増額の実績〕

・令和3年（2021年）1月28日：7,740億円

### **地方公営企業**

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で8,165事業あります（令和2年度（2020年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

### **地方公共団体金融機構資金**

地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものをいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村等からの出資により設立され、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通しています。

### **地方債**

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金（財政融資資金・地方公共団体金融機構資金など）と民間等資金（市場公募資金・銀行等引受資金）に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融资計画に計上されます。

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融资改革以降、

地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました（「地方債の市場化」）。

### 地方債計画

地方債の発行予定額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度策定・公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページ（[https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02\\_04001398\\_00001.html](https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02_04001398_00001.html)）をご参照ください。

### 積立金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計に関する法律第 58 条第 1 項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計に関する法律では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（特別会計に関する法律施行令第 45 条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第 58 条第 3 項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

### デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

は

### 発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成13年度(2001年度)以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

(関連) 「現金主義」

### PFI (Private Finance Initiative)

公共施設など(空港、公園、教育文化施設など)の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力(ノウハウ)を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。

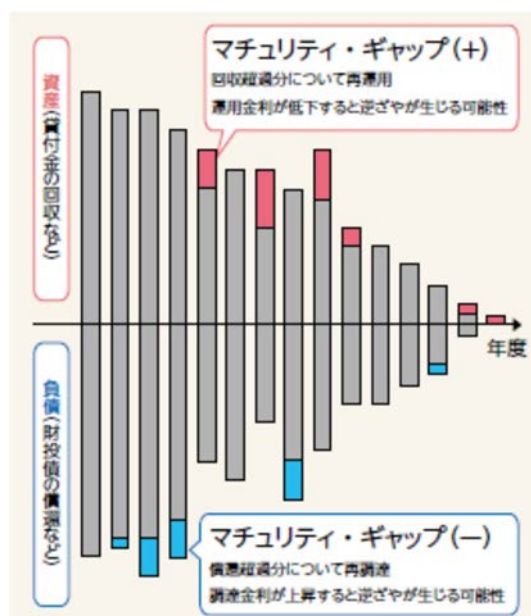


「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施されています。

ま

### マチュリティ・ギャップ

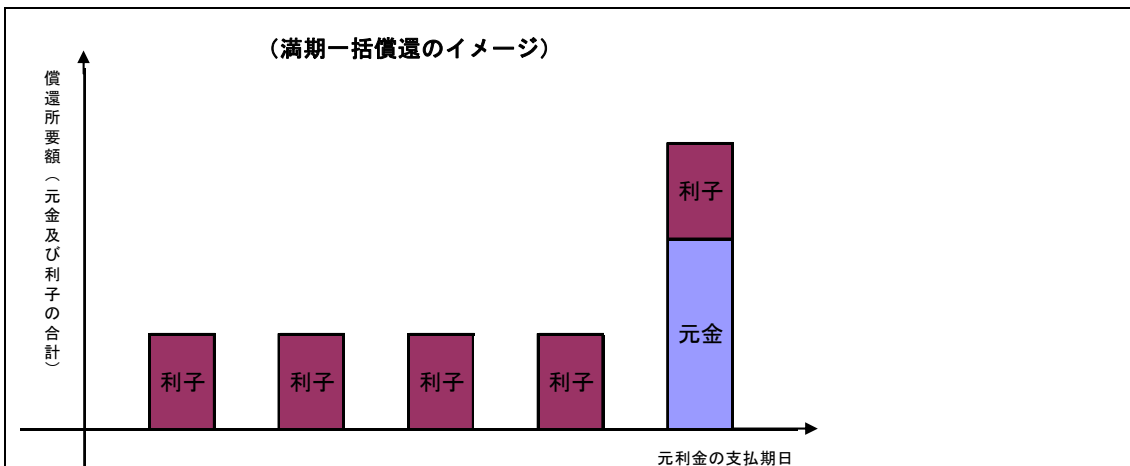
各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。



(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

### 満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。



(関連) 「元金均等償還」、「元利均等償還」

### 民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連) 「償還確実性」

や

### 預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金(注)や余裕金(支払い上余裕が生じた現金)などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資資金」